

○防衛省令第十二号

防衛省設置法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月十日

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定に傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定に傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに改める。

防衛大臣 小野寺五典

改正後

改正前

（船舶の国籍を証明する書類等の様式）

第八十八条 法第九十九条第三項に規定する書類の様式は別表第八のとおりとする。

別表第八その二（第八十八条関係）

国の所有に属する有機力支援船等に備え付ける書類


艦船等国籍証書

第 号

名	称	
船	質	
全	長	
最	大	幅
喫	水	
排	水	量
機	関	の 種 類 及 び 数
搭	載	人 員

本船は、日本国の国籍を有し、かつ、当省が所管するものであることを証明する。

平成 年 月 日

日本国政府防衛省 

備考

- 一 陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。以下同じ。）にあつては、「喫水」の定めのない場合に於ては、「喫水」に代えて「深さ」と記載するものとする。
- 二 陸上自衛隊の使用する船舶にあつては、「排水量」に代えて「トン数」と記載するものとする。
- 三 海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶にあつては、「排水量」に代えて「排水量の定めのない場合に於ては、「排水量」に代えて「載貨重量」と記載するものとする。
- 四 この書類の大きさは、日本工業規格A列5番とする。


艦船国籍証書

第 号

名	称	
船	質	
全	長	
最	大	幅
喫	水	
排	水	量
機	関	の 種 類 及 び 数
搭	載	人 員

本船は、日本国の国籍を有し、かつ、当省が所管するものであることを証明する。

平成 年 月 日

日本国政府防衛省 

備考

- 一 排水量の定めのない場合に於ては、「排水量」に代えて「載貨重量」と記載するものとする。
- 二 この書類の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

（船舶の国籍を証明する書類等の様式）
第八十八条 法第九十九条第二項に規定する書類の様式は別表第八のとおりとする。
別表第八その二（第八十八条関係）

国の所有に属する有機力支援船等に備え付ける書類

別表第八その三(第八十八条関係)

国の所有に属する無機力支援船等に備え付ける書類

艦船等国籍票

第 号

名 称	
全 長	
最 大 幅	
喫 水	
排 水 量	

本船は、日本国の国籍を有し、かつ、当省が所管するものであることを証明する。

平成 年 月 日

日本国政府防衛省 印

備考

一 陸上自衛隊の使用する船舶(水陸両用車両を含む。以下同じ。)にあつて、「喫水」の定めのない場合にあつては、「喫水」に代えて「深さ」と記載するものとする。

二 陸上自衛隊の使用する船舶にあつては、「排水量」に代えて「総トン数」と記載するものとする。

三 海上自衛隊(防衛大学校を含む。)の使用する船舶にあつて、排水量の定めのない場合にあつては、「排水量」に代えて「載貨重量」と記載するものとする。

四 この書類の大きさは、縦百五ミリメートル、横百四十八ミリメートルとする。

五 この書類の材質は、金属又は紙とする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十九年十一月三十日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に防衛省設置法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十二号)による改正前の自衛隊法第百九条第二項の規定により海上自衛隊の使用する船舶が備え付けている書類の様式については、この省令による改正後の自衛隊法施行規則別表第八の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第八その三(第八十八条関係)

国の所有に属する無機力支援船に備え付ける書類

艦船国籍票

第 号

名 称	
全 長	
最 大 幅	
喫 水	
排 水 量	

本船は、日本国の国籍を有し、かつ、当省が、所管するものであることを証明する。

平成 年 月 日

日本国政府防衛省 印

備考

一 排水量の定めのない場合にあつては、「排水量」に代えて「載貨重量」と記載するものとする。

二 この書類の大きさは、縦百五ミリメートル、横百四十八ミリメートルとする。

三 この書類の材質は、金属とする。